

# 佐野斎場火葬炉耐火レンガ全体積替等工事

## 発注仕様書

令和4年11月

佐野地区衛生施設組合

# 佐野斎場火葬炉耐火レンガ全体積替等工事仕様書

本仕様書は、佐野地区衛生施設組合（以下「組合」という）が発注する、佐野斎場火葬炉耐火レンガ全体積替等工事に適用します。

## 1. 概要

佐野斎場では、火葬業務を一連のシステムにより、適正かつ安全に行えるものがあります。

本工事は、本仕様書等に示す火葬炉1基（1号炉）の耐火レンガ等の耐火材、鋳物前板（断熱扉）、炉内台車（新品）等の更新および火葬炉（2号炉）の炉内台車耐火ブロックの交換を実施し、直ちに運転可能な状態において引渡しを行い、実負荷運転に伴う機器の円滑な運転確認までの一切を含むものとする。

## 2. 工事名

佐野斎場火葬炉耐火レンガ全体積替等工事

## 3. 工事場所

栃木県佐野市菰川町578-1番地  
佐野地区衛生施設組合 佐野斎場

## 4. 工事期間

令和4年12月 日から令和5年3月17日

## 5. 工事概要

本工事は、佐野斎場火葬炉の機能を定常状態に維持し、安定した運転を図るために工事を行う。

### 1) 火葬炉耐火レンガ全体積替等工事（1号炉）

火葬炉1基の主燃炉および再燃炉の耐火物の更新、鋳物前板1組の更新、炉内枢台車1台の更新等を行うこと。

### 2) 炉内台車耐火物修繕工事（2号炉）

炉内枢台車1台の耐火物（台車上部耐火材）を更新すること。

（ステンレス皿入り、耐火ブロック フレキサイトMELQUA-AE）

なお、機器材料及び施工の指定はありませんが、選定材料及び施工方法と同等

以上の性能及び耐久性のものとする。既設部材と変更の場合は、同等以上の性能が確認できる書類を提出すること。

## 6. 施工計画

施工にあたっては、火葬業務に支障を来さないように工程・工法・仮設等に配慮すること。

## 7. 施工基準

### 1) 適用範囲

本仕様書は、基本的内容について定めるものです。本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な設備等、又は施工上当然必要と思われるものについては、原則として請負者とも事前に予知できないような事項については協議のうえ決定するものとします。

### 2) 疑義

本仕様書又は施工中に疑義が生じた場合は、組合と十分協議のうえ、その指示に従うこと。

### 3) 材料及び機器

仕様材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品であり、且つ新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

### 4) 経費の負担

組合に引き渡し以前に要する経費は全て請負者の負担とします。但し、工事・試運転に要する水、電気の使用料金は組合で負担します。

### 5) 正式引き渡し

完成後、組合の実施する検査において合格した後、正式引き渡しとします。

### 6) 関係法令の遵守

本工事の施工にあたって、関係する法令、条例を遵守し、必要な届け出手続き等は請負者が代行し、これに要する費用は全て請負者が負担すること。

なお、廃棄物処理業者の指定はありませんが、事前に廃棄物処分量の許可証コピー等を提出し、マニフェストを用い、関係する法令・条例を遵守し、適正に処理可能な業者とすること。

## 7) 現地施工

### ①労働災害の防止

修繕中の危険防止を十分行い、労務者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。

## ②現場管理

資材置場、資材搬入路等については、支障が生じないように当局と十分協議し、計画・実施すること。又、整理整頓を励行し火災・盗難などの事故防止に努めること。

## ③復旧

他の設備、既存物件などの損傷、汚染防止に努め、万一、損傷・汚染が生じた場合は、請負者の負担にて速やかに復旧すること。

## ④現地作業

現地作業に当たっては、作業可能な日（友引等）とし、火葬業務に支障の無いよう計画的に実施すること。ただし、1炉のみを短期間休止することは可能とし、他2炉は運転可能とすること。また、屋外作業及び騒音等のある作業については、火葬の無いときに実施すること。

## 8. 保証

### 1) 保証期間

保証期間は、完成検査合格後1年とする。

但し、消耗品及びその取替費用は保証内容に含みません。

保証期間中に生じた施工及び材質の欠陥による破損、故障等については請負者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行うこと。

## 9. 提出書類

### 1) 工事施工に際して、事前に下記承認申請図書を提出すること。

- ・工程表
- ・主任技術者・現場代理人等選任通知書
- ・施工計画書及び要領書
- ・使用材料等メーカー選定承諾願
- ・その他組合が指定するもの

### 2) 工事カルテの作成・登録

請負者は受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。フロッピーディスクの提出又はインターネットを利用したオンライン登録は請負者が行い、その費用についても負担すること。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

その他、記入内容手続き等については、請負者が直接に「(財) 日本建設情報総合センター」へ問い合わせてください。

3) 工事竣工に際し、下記書類を提出すること。

- ・工事完成届
- ・工事報告書
- ・工事写真
- ・その他組合が指定するもの